平成２１年（フ）第７４４号
高知県南国市大埇甲1186番地１　レオパレスやいろちょう106
債務者　岡林　ユミ
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７６２号
高知市春野町内ノ谷740番地
債務者　長﨑　　桂
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７７２号
高知市南宝永町18番14号　ロイヤルコーポ403号
債務者　金子　信夫
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７８２号
高知市神田418番地１　メゾンエトワール303号
債務者　笹垣　淳也
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７８６号
高知県香美市土佐山田町宝町１丁目12番15号セジョンコート301号室
債務者　太平　　憲
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７９３号
高知市朝倉甲217番地５　東海ハイツ202
債務者　宮地　和恵
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８８号
高知県須崎市下分甲239番地２
債務者　濵田浩一郎
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１００号
高知県高岡郡四万十町替坂本13番地３
債務者　大﨑登志美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１０１号
高知県須崎市多ノ郷甲1139番地86
債務者　藤本　一成
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１０２号
高知県高岡郡佐川町甲1675番地５　前田マンション３階７号
債務者　岡林　正和
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１０４号
高知県高岡郡越知町越知甲1502番地７
債務者　齊藤　文彦
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１０７号
高知県須崎市野見93番地
債務者　山川　友規
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第６１号
高知県室戸市羽根町乙3407番地
債務者　岡﨑　正光
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第６５号
高知県室戸市羽根町乙3209番地65
債務者　山下　喬平
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第６６号
高知県室戸市羽根町乙3182番地７
債務者　堀川　初美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第４１６号
大分市大字豊饒94番地の５
債務者　神田　幸代
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４６７号
大分市大字豊饒94番地の５
債務者　神田裕二郎
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５４６号
大分県臼杵市大字市浜537番地の１
債務者　山崎　一美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係